

# 岐阜県知事選挙

## 投票日 1/29(日)

● 問合せ 市選挙管理委員会 (☎47-8292)

### ▶投票できる人

投票ができるのは、平成11年1月30日までに生まれた人で、平成28年10月11日までに転入届出をされた人、または住民票が作成されている人です。

なお、平成28年12月17日以後に市内の他の投票区へ転居された人は、前住所地の投票所で投票してください。また、県内の他市町村へ転出あるいは県内の他市町村から転入された人も投票できる場合がありますので、前住所地または現住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。その際に、前住所地または現住所地の市町村長が発行する「引き続き岐阜県内の市町村に住所を有する旨の証明書」を持参する必要がありますので、ご注意ください。

### ▶投票所入場券

投票所入場券（長3封筒サイズの用紙に濃茶色で印刷）は、告示日ごろに各世帯に郵送します。投票所および期日前投票所には、有権者ごとに入場券を切り離してお持ちください。

なお、選挙権のある人は、投票所入場券が届いてない場合や持ち忘れた場合でも、投票ができます。本人確認ができるものをお持ちください。

### ▶期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行けないことが見込まれる人は、期日前投票ができます（場所と日時は下表のとおり）。

期日前投票には、期日前投票宣誓書兼請求書が必要です。投票所入場券の下部にある「期日前投票宣誓書兼請求書」=右見本=に必要事項を記入して切り取らずに持参すると、スムーズに受け付けができます。



場 所	日 時	
市役所 1階第4・5会議室	1月13日(金)から 28日(土)までの毎日	午前8時30分から 午後8時まで
上石津地域事務所 1階第1会議室	1月21日(土)から 28日(土)までの毎日	
墨俣地域事務所 2階地域政策課		

任期満了に伴う岐阜県知事選挙が、1月12日(木)に告示され、1月29日(日)に投票が行われる予定です。投票時間は午前7時から午後8時まで（西山・時山投票区は午後7時まで）。

明日の県政を託すにふさわしい人を選ぶのはあなたです。貴重な一票を大切に。

今回は、期日前投票や不在者投票についてご案内します。

あなたの投票所は  
市ホームページで確認  
(紙面では1月15日号に掲載します)



QRコード

### ▶郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人および介護保険法による要介護者で、次の条件に該当する人は「郵便等による不在者投票」ができます。

利用には、「郵便等投票証明書」の事前申請が必要となります。すでに証明書をお持ちの人も、有効期限をお確かめください。

なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求締め切りは、1月25日(水)の午後5時(必着)です。

### ▶代理記載制度

上記の「郵便等による不在者投票」を行う人のうち、次の条件に該当し、自分で投票の記載ができない人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する人に代理記載をしてもらうことができます。

この制度も事前申請が必要です。

### ▶選挙公報の配布

選挙公報は、1月中旬ごろに新聞折込み(中日・岐阜・毎日・朝日・読売・日本経済新聞の朝刊)で配布します。

このほか、市役所、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンターなどでも配布します。なお、郵送での配布を希望される人は、市選挙管理委員会までお知らせください。

区分	障がいの部位など	程度
身体障がい者	両下肢、体幹または移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい	1級・3級
	免疫または肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者	両下肢または体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	特別項症～第3項症
要介護者	介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」	

区分	障がいの部位など	程度
身体障がい者	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者	上肢または視覚の障がい	特別項症～第2項症



明るい選挙推進運動  
イメージキャラクター  
めいすいくん

## ICT相談センターを ご活用ください

市は、パソコンやタブレット端末などに関する疑問や相談を受け付けるため、ICT相談センターを開設しています。

面談相談、電話相談ともに無料ですので、お気軽にご利用ください。相談は、Eメール、ファックスでも受け付けており、パソコン機器を持ち込んで相談することもできます。

\*相談内容/パソコンやソフトウェア、タブレット端末の基本操作などに関するもの

\*メール送信先/soudan@johokobo.com



面談相談	時 間		場 所
	午後1時30分～ 3時30分	月・金	綾里地区センター
火		赤坂地区センター	
水・木・土		情報工房1階交流サロン (土曜日のみ要予約)	

電話相談	時 間		電 話 番 号
	月・火・金 午後1時30分～3時30分		☎050-3592-9406
火～日 午前9時～午後8時		☎0584-75-7008 (情報工房、ファックス兼用)	